委　員　長　談　話

平成２８年１０月１４日

千葉県人事委員会委員長　川野辺　二郎

１　本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。

本年は、職員の給与と民間給与とを比較したところ、月例給については、民間給与が職員の給与を上回っていることが明らかになりました。その較差を埋め、民間との均衡を図るため、月例給を本年４月から引上げ改定（０．２３％（８６８円））することが適当と判断しました。その内容は、給料表の水準を引き上げるとともに、子に係る扶養手当の引上げを実施するものです。

特別給についても、民間が公務を上回ったことから、民間との均衡を図るため、引上げを行い、年間４．３０月分としました。

２　また、人事院は、本年の勧告において、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、扶養手当について、配偶者に係る手当額を減額し、子に係る手当額を引き上げるなどの見直しを平成２９年度から段階的に実施することとしました。

本委員会としては、地方公務員法の趣旨を踏まえ、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等については本県も国と同様の状況にあることから、国と同様に見直すこととしました。

3　さらに、公務運営については、雇用と年金の接続、能力・実績に基づく人事管理、多様で有為な人材の確保及び勤務環境の整備に関して報告しました。

4　人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、地方公務員法で定める給与決定原則に基づき、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行っているものです。

5　議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、本委員会の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。

6　職員においては、全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観の下に、県政の課題に迅速かつ的確に対応し、県民の視点に立った行政運営や公務能率の向上に努め、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるよう、職務に精励されることを要望します。

7　県民の皆様には、人事委員会が行う勧告の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民生活を支え、その向上に日々努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思います。